第941回教育委員会定例会会議録

- **1 招集日時** 令和3年3月18日(木)午後5時30分
- 2 招集場所 第一会議室
- 3 出席者 伊東教育長,齋藤委員,千木良委員,小川委員,小室委員,佐浦委員
- 4 説明のため出席した者

小林理事兼教育次長,松本教育監兼教育次長,安住総務課長,大町教育企画室長,小幡福利課長, 時枝教職員課長,千葉義務教育課長,遠藤参事兼高校教育課長,川村特別支援教育課長, 浅野施設整備課長,鈴木スポーツ健康課長,嘉藤参事兼生涯学習課長,天野文化財課長 外

- 5 開 会 午後5時32分
- 6 第940回教育委員会会議録の承認について

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って)承認する。

7 第941回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名,議事日程について

伊 東 教 育 長 千木良委員及び小川委員を指名する。

本日の議事日程は、配布資料のとおり。

- 8 秘密会の決定
 - 6 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 教育功績者表彰について

伊東教育長 「6 議事」の第1号議案及び第2号議案については、非開示情報等が含まれているため、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については、秘密会とする。

秘密会とする案件については、「9 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議する こととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 専決処分報告

(1) 第377回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者:小林理事兼教育次長)

第377回宮城県議会議案に対する意見について御説明申し上げる。資料は、1ページから2ページである。

資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、 2月16日付けで議会から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げる。

議第16号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例」については、教育委員会が所管しているスポーツに関する事務の一部を、令和3年度から知事部局へ移管することに伴い、当該事務に関して知事が管理及び執行する特例を適用するため、新たに条例を制定するものである。

この意見聴取に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月 18日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

(質疑) (質疑なし)

(2) 第377回宮城県議会議案(追加提案分)に対する意見について

(説明者:小林理事兼教育次長)

第377回宮城県議会議案(追加提案分)に対する意見について御説明申し上げる。資料は、3ページから10ページである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により,資料4ページから6ページのとおり, 2月12日及び16日並びに3月5日付けで知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明 申し上げる。

なお、2月12日付けの照会は、予算議案のうち第11号補正予算に関するもの及び予算外議案に関するものであり、16日付けの照会は予算議案のうち国の経済対策に伴う第12号補正予算に関するもの、3月5日付けの照会は2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う第13号補正予算及び令和3年度第1号補正予算に関するものである。

はじめに、資料7ページを御覧願いたい。この資料は、「第377回宮城県議会提出予算議案の概要」として、第11号及び第12号補正予算の内容を合わせて記載したものである。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、第11号補正予算として、91億856万2千円を減額、第12号補正予算として国の経済対策に伴う経費33億6、290万3千円を増額しようとするものである。

次に、「2 主な補正内容」であるが、まず、(1) 第11号補正予算では、増額補正として、県有体育施設の長寿命化対策に要する経費等をスポーツ振興基金に積み増しするため、9億6、114万2千円を計上しているほか、震災で親を亡くした子供たちなどのためにお寄せいただいた御寄附を、東日本大震災みやぎこども育英基金に積み増しするため、3億9、935万9千円を、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止を余儀なくされた県立学校の修学旅行に係るキャンセル料の補助経費として4、137万9千円を、それぞれ増額している。一方、減額補正として、県立学校等の改修工事に係る契約実績に基づく減額のほか、事業内容の見直しや経費の縮減、執行残の確定等により各種事務事業経費を減額している。

次に,(2)第12号補正予算では,海洋総合実習船「宮城丸」の代船建造に係る経費として 16億1,931万3千円,老朽化した迫支援学校の屋内運動場の大規模改修に要する経費として 1億8,460万6千円,職業系の県立高等学校におけるデジタル化に対応した産業教育装置等の整備に 要する経費として8億9,746万9千円を,それぞれ増額している。

次に,「3 債務負担行為の変更」であるが,第11号補正予算として,既に議決を受けている公共施設管理運営委託について,債務負担行為の限度額を変更するものである。

資料8ページを御覧願いたい。「4 繰越事業」であるが、(1)第11号補正予算では、高等学校及び特別支援学校の校舎改築事業等について、総額37億190万円を計上している。繰越の主な要因は、関係機関等との調整に日数を要したことなどによるものである。また、(2)第12号補正予算では、総額21億2、859万9千円を計上しており、主な要因は、国の補正予算に対応する事業について、年度内での事業完了が困難であることなどによるものである。

次に、予算外議案について、資料9ページ「第377回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。予算外議案のうち、条例外議案であるが、議第112号議案は、小松島支援学校の生徒の通学に係る環境整備請求事件に係る和解について、第113号議案は、職員の退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

続いて、資料10ページを御覧願いたい。2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う第13号補正予算及び令和3年度第1号補正予算について御説明申し上げる。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、(1) 第13号補正予算として、 3億3、582万6千円を、(2) 令和3年度第1号補正予算として、2億3、427万4千円を増額しよ うとするものである。

次に,「2 補正内容」であるが,まず,第13号補正予算では,学校施設,県有体育施設及び県美術館等の復旧に要する経費を増額しており,令和3年度第1号補正予算では,学校施設及び学校備品の国庫対象事業に要する経費等を増額している。

次に「3 繰越事業」であるが、第13号補正予算の全事業、総額3億3、590万円を計上している。 これは、年度内での事業完了が難しいことなどによるものである。

以上,知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが,これらの照会に対しては,教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により,2月12日及び17日並びに3月9日付けでそれぞれ専決処分し,異議のない旨回答したので,同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質疑) (質疑なし)

10 議事

第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者:小林理事兼教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げる。資料は、4ページから22ページである。本議案は、教育委員会の本庁の組織改編等に伴い、宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正しようとするものである。

資料22ページを御覧願いたい。「1 改正内容」の「(1)組織改編に伴う改正」については、知事部局にスポーツ振興業務を担う「スポーツ振興課」が設置され、スポーツに関する業務の一部を教育委員会から知事部局へ移管することに伴い、関係規定を改正しようとするものである。当該組織改編に伴い、「スポーツ健康課」の名称を「保健体育安全課」に変更し、保健体育、学校安全等を担当する組織に再編することとしている。あわせて、幼児教育の質の向上を目的とした研修及び支援等を行う幼児教育センターを設置し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続等に一体的に取り組めるよう、幼児教育に関する業務を教育企画室から義務教育課へ移管することに伴い、分掌事務の一部を改正しようとするものである。

次に、「(2) グループ制の見直しに伴う改正」については、令和3年度の組織改編に併せ、知事部局を始めとした全庁的な取組として、職責の明確化、対外的なわかりやすさの向上等を図るため、一部の職名を変更するなど、関係規定を改正しようとするものである。また、チェック体制の強化及び人材育成を目的に配置する、副班長の役割を整理するために、関係規定を改正しようとするものである。

具体的な改正内容については、資料12ページから21ページの新旧対照表に記載のとおりである。なお、改正規則は、2に記載のとおり、令和3年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げる。

(質疑) (質疑なし)

11 課長等報告

(1) 令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜(第一次募集等)の合格状況について

(説明者:高校教育課長)

令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜(第一次募集等)の合格状況について御説明申し上げる。資料は、1ページから8ページである。公立高等学校の入試制度については、昨年度から前期選抜、後期選抜を一本化しており、今回は制度変更後、2回目の入試である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。1には、入試を実施する公立高校の学校数等を記載している。 次に、「2 総括」であるが、全日制課程で、募集定員14、200人に対して13、499人が受験し、 受験倍率は0.95倍で、選抜の結果、合格者は12、185人であった。定時制課程では、募集定員 1、000人に対して354人が受験し、受験倍率が0.35倍、合格者は340人であった。また、資料2ページから5ページに「3 第一次募集合格状況 学校・学科別」を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

資料6ページから8ページまでは「第二次募集実施校一覧」を掲載している。第二次募集は、3月22

日(月)に学力検査等を実施することとしており、全日制課程41校、定時制課程13校において行う予 定となっている。

なお、3月10日(水)に第一次募集の追試験を、それぞれの出願校で実施し、全日制、定時制あわせ て21人が受験した。そのうち、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等になったことによる追試験の 受験者は、17人であった。

本件については、以上である。

(質疑)

齋 藤委員

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等となった17人について,受験状況はどう カシ。

高校教育課長

今後、第二次募集が控えているため、最終的な受験状況等については、別の機会に報 告させていただくこととしたい。

12 資料(配布のみ)

(1) 松島自然の家本館の供用開始について

生涯学習課長 松島自然の家については、東日本大震災で壊滅的な被害を受けたため、東松島市の宮 戸地区に移転を決定し、再建事業を進めてきた。このたび本館が完成し、4月1日から 供用開始される見込みとなった。これにより、県立社会教育施設の復旧全てが完了する。 本館完成を祝して、3月21日(日)に松島自然の家体育館において、完成記念式典 を行うこととしている。

13 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和3年4月15日(木)午後1時30分から開会する。また、臨 時会を令和3年3月25日(木)午後1時30分から開会する。

会 午後6時25分 14 閉

令和3年4月15日

署名委員

署名委員